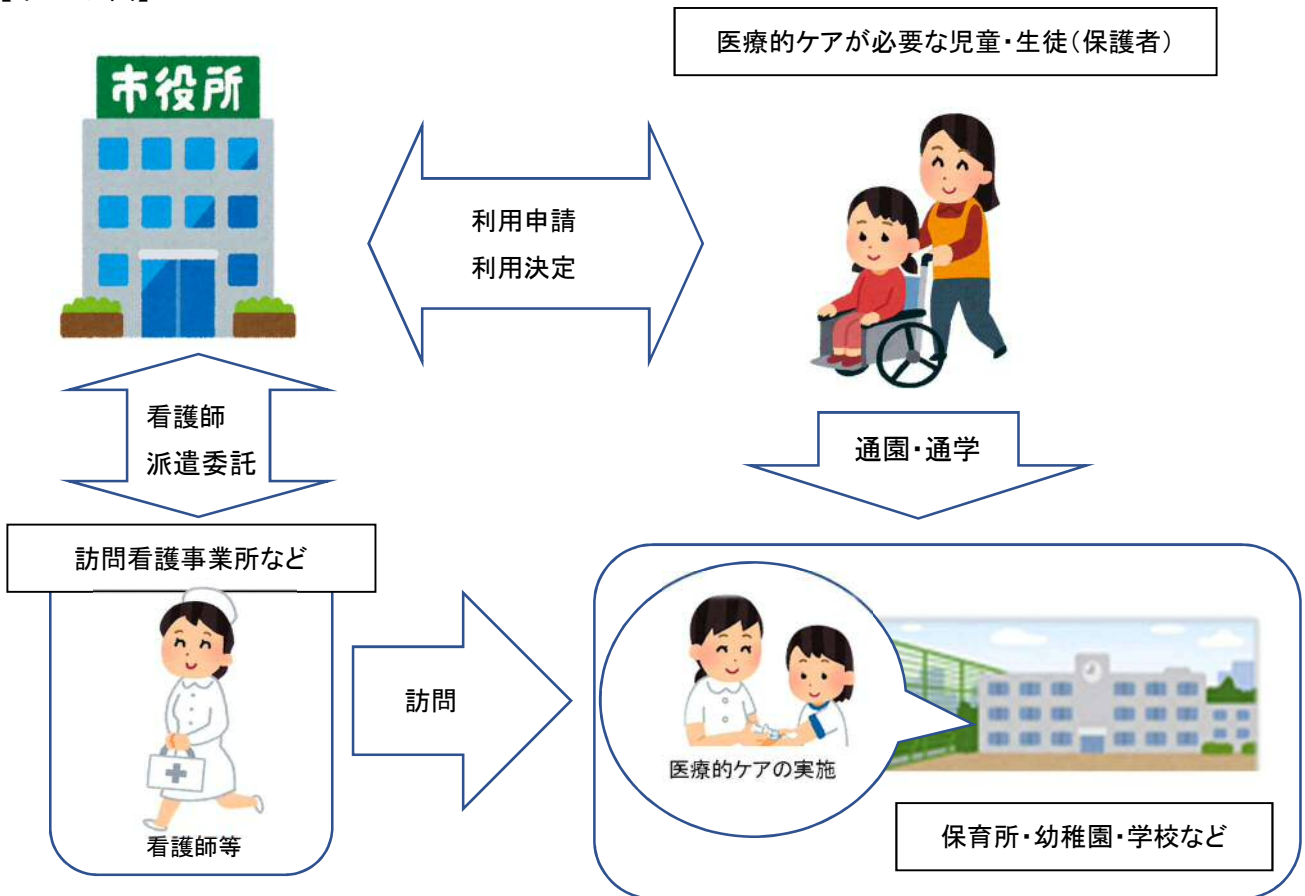


◆医療的ケア児学校等訪問看護事業

- 【概要】 経管栄養、インシュリン注射、導尿などの医療的ケアを必要とする児童が、学校等に通っている時に、看護師が学校等を訪問して医療的ケアを実施し、保護者等の負担の軽減を図ります。
- 【対象者】 学校等に通うことができる医療的ケアを必要とする市内在住の児童(義務教育まで)
※ただし、児童本人又は学校等の看護師等が医療的ケアを実施できる場合は対象となりません。
- 【医療的ケア】 主治医の指示に基づき行う経管栄養、痰の吸引、導尿等の処置で、短時間(1回につき90分以内)かつ定時の対応により処置が終了するもの
- 【場所】 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室
- 【費用】 費用負担なし
- 【利用方法】
- ① 日進市役所子育て支援課療育支援係に、訪問看護事業を利用することについて相談してください。
 - ② 学校等、訪問看護事業所等に、制度の利用について相談し、事前に承諾を得てください。
 - ③ 主治医に学校等で訪問看護事業を利用することについて相談し、利用指示書もらってください。
 - ④ 日進市役所子育て支援課療育支援係にて申請手続きを行います。
 - ⑤ 支給決定通知書が郵送されますので、学校等、訪問看護事業所等に報告後、利用開始となります。
- ※申請方法等の詳細は、子育て支援課にお問い合わせください。

【イメージ図】



* お問い合わせ先

日進市役所 子育て支援課 療育支援係

[電話] 0561-73-4182

[メール] kosodateshien@city.nisshin.lg.jp